

(書式 1 - 5 - 1 0)

一般財団法人を設立する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第 1 条 遺言者は、本遺言により、下記のとおり定款に記載すべき事項を定め、

一般財団法人を設立する意思を表示する。

記

一 目的 〇〇

二 名称 一般財団法人〇〇

三 主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市

四 設立者の氏名又は名称及び住所

氏名 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地

五 設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額

〇〇〇〇名義 〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座

口座番号 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇万円

六 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地

〇〇〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地

〇〇〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地

〇〇〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)

七 設立時会計監査人

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地

〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）

八 評議員の選任及び解任の方法

評議会による決議

九 公告方法

官報の掲載による

十 事業年度

毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 ○ ○ ○ ○ 印

解説

遺言者は、遺言により一般財団法人を設立する意思表示をすることができる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第152条2項）。その際、定款に記載すべき事項（同法153条1項各号及び同法154条）を、遺言で定めなければならない。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所